

○京都市ひとり親家庭等医療費支給条例

平成元年4月1日

条例第1号

改正 平成2年3月29日条例第51号
平成3年7月11日条例第14号
平成6年9月22日条例第17号
平成8年8月7日条例第11号
平成12年12月7日条例第38号
平成14年9月24日条例第11号
平成15年6月6日条例第7号
平成15年10月20日条例第27号
平成17年3月25日条例第32号
平成18年9月28日条例第13号
平成20年3月28日条例第52号
平成24年3月30日条例第53号
平成25年3月29日条例第82号
平成26年6月11日条例第7号
平成27年3月26日条例第49号
平成31年3月28日条例第90号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の児童及び母、父子家庭の児童及び父等に対し、医療費の一部を支給することにより、これらの者の保健の向上を図り、もってひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭をいう。）等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 別に定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 次のいずれかの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）。ただし、別に定める児童を除く。

(ア) 生計を一にする父のない児童及び生計を一にする母のない児童

(イ) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている児童

イ アの児童と生計を一にする母又は父。ただし、精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている者を除く。

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの又はこれらに準じる女子若しくは男子として別に定める者で、次のいずれかの児童を扶養しているもの

（ア） 生計を一にする父及び母のいずれもない児童

（イ） 父及び母がいずれも精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている児童

（ウ） 生計を一にする父のない児童にあつては母が、生計を一にする母のない児童にあつては父が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っているもの

エ 20歳未満の者で、ウ（ア）、（イ）又は（ウ）の児童を扶養しているもの

（3） 本市の区域内に住所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

（1） 生活保護法の規定による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

（2） 京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができる者

（3） 主としてその世帯の生計を維持する者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得）が所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて別に定める額以上である世帯に属する者

3 前項第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、別に定める。

（受給者証）

第3条 この条例の規定により医療費の支給を受けようとする者又はその保護者（その者の親権者又は扶養者をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、対象者であると認定した者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者医療給付を受けるとき。

（2） 京都府の区域外の保険医療機関等から医療を受けるとき。

（3） 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

(支給の方法及び範囲)

第4条 医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給（以下「医療に関する給付」という。）が行われた場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないとき、その者に対し、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、国、地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の負担による医療の給付（別に定めるものを除く。）又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、この限りでない。

(1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあつては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）

(2) 医療に要する費用の額

2 前項第2号に掲げる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(1) 次号から第6号までに規定する場合以外の場合 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例又は高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

(2) 社会保険各法（高齢者医療確保法を除く。）の規定により保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法（高齢者医療確保法を除く。）に規定する食事療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第2号に掲げる額

イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法（高齢者医療確保法を除く。）に規定する生活療養が含まれる場合 健康保険法第86条第2項第3号に掲げる額

(3) 高齢者医療確保法の規定により保険外併用療養費が支給された場合 高齢者医療確保法第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に高齢者医療確保法に規定する食事療養が含まれる場合 高齢者医療確保法第76条第2項第2号に掲げる額

イ 当該保険外併用療養費の支給に係る療養に高齢者医療確保法に規定する生活療養が含まれる場合 高齢者医療確保法第76条第2項第3号に掲げる額

(4) 訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め例又は高齢者医療確保法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(5) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定し

た費用の額（次に掲げる場合にあつては、当該額及びそれぞれ次に掲げる額の合計額）

ア 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれる場合
健康保険法第110条第2項第2号に掲げる額

イ 当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する生活療養が含まれる場合
健康保険法第110条第2項第3号に掲げる額

(6) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用
の額

第5条 市長は、保険医療機関等から医療を受けた受給者に対し、医療費として支給すべき額の
限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に
代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があつた
ものとみなす。

（支給の期間）

第6条 医療費の支給は、第3条第1項の規定による申請の日以後に係る医療費で、受給者が対
象者である間に受けた医療に係るものについて行う。

（届出等）

第7条 受給者又はその保護者は、氏名又は住所を変更したとき、その他別に定める事由が生じ
たときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出がないときは、職権により調査し、受給者の認定の取消しその他必要な
措置を採ることができる。

（物件の提出等）

第8条 市長は、対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、
文書その他の物件の提出を求め、又は市長が指定する職員に質問させることができる。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、受給者又は受給者であつた者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、
その価額の限度において、第4条の規定により支給すべき医療費の全部若しくは一部を支給
せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第10条 偽りその他不正の手段によって、又は受給者でなくなった後にこの条例による医療
費の支給を受けた者があつたときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額
の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならな
い。

（委任）

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

改正 平成17年3月25日条例第32号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。
(京北町の区域の編入に伴う経過措置)
- 2 旧京北町福祉医療費の支給に関する条例(以下「旧町条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者又はその保護者であって、京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧町条例第4条の規定による申請を行っていないものは、編入日以後に第3条第1項の規定による申請を行うことができる。
- 4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

附 則(平成2年3月29日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の京都市母子家庭医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者で、改正後の条例の規定による医療費の支給を受けることができなくなるものが平成2年7月31日までの間に受ける医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成3年7月11日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の京都市母子家庭医療費支給条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成6年9月22日条例第17号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年8月7日条例第11号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市母子家庭等医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）

第2条第1項の規定は、平成8年8月1日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者について、この条例の施行の日から平成8年10月31日までの間に改正後の条例第3条第1項の規定による申請があり、かつ、同年8月1日から当該申請があった日の前日までの間に改正後の条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われた場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「第3条第1項の規定による申請の日」とあるのは、「平成8年8月1日」とする。

附 則（平成12年12月7日条例第38号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第11号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年6月6日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月20日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第32号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第52号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 53 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市母子家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 82 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 11 日条例第 7 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 3 号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第 2 条第 2 項第 3 号の規定は、平成 31 年 8 月 1 日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。